

調整結果報告第14号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回 第14回	平成16年5月21日 平成16年12月24日	決定	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日
【調整方針】 <ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に統一する。3 国民健康保険税の法定軽減制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 国民健康保険税の納期については、合併する年度の翌年度から8期制とする。5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。6 保健事業については、新町において調整する。7 <u>国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</u>					

(別紙)

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い		
決定されている調整方針	国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
国民健康保険運営協議会	<p>任期 2年 (平成17年7月1日～平成19年6月30日)</p> <p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 3人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人 	<p>任期 2年 (平成16年10月1日～平成18年9月30日)</p> <p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 	<p>任期 2年</p> <p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 3人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人 <p>ただし、合併時から平成19年6月30日までの間(幕別町の委員の残任期間)は、忠類地域から被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員を各1人任命し、定員を12人とする。</p>